

栃木県国民健康保険運営方針の改定の概要

1 趣旨

平成30年度から、都道府県が国民健康保険の保険者となったことから、国保に関する事務を市町村と共通認識の下で実施するとともに、広域的及び効率的な運営の推進を図るため国民健康保険運営方針を定めた。

(対象期間：平成30(2018)年度～令和2(2020)年度)

今年度で現行の運営方針の対象期間が終了することから、次期運営方針を策定する。

2 運営方針策定要領（ガイドライン）の主な変更点及び本県の対応（案）

各都道府県及び市町村においては、引き続き財政運営の安定化を図りつつ、今後は、国保の都道府県単位化の趣旨の深化を図るとともに、人生100年時代を見据え、予防・健康づくり事業の強化を図ることが求められる。

項目	ガイドライン変更点（概要）	県の課題	本県の対応（案）
(1) 財政運 営の健 全化	① 赤字解消削減計画を定めることを明記。 ② 市町村ごとに、赤字の要因分析及び法定外繰入等の額を含む状況の公表（見える化）を進めることが重要。	1町の赤字解消 ※ R4年度 壬生町解消予定	<u>運営方針に赤字の要因分析及び法定外繰入等の額を含む状況の公表について明記する。</u>
	(変更なし)	収納率向上 ※H30 収納率目標達成 6/25 市町 ※H30 収納率 全国平均 92.85% 県平均 90.65%	多くの市町において現状の目標が達成されていないことから、 <u>現状の目標を維持する。</u>

項目	ガイドライン変更点（概要）	県の課題	本県の対応（案）
(2) 都道府 県内の 保険料 水準の 統一	<p>① <u>保険料率については、市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的には、都道府県での保険料水準の統一を目指すこととし、また、地域の实情に応じて、二次医療圏ごとに保険料水準を統一することも可能としている。</u></p> <p>② <u>都道府県は、県内の市町村との間で、保険料水準の統一に向けた議論を深めることが重要であり、統一化の定義や前提条件等、さらには保険料算定方式の統一や標準保険料率と実際の保険料率の見える化から検討することも考えられる。</u></p>	保険税水準の統一化 【県内格差の状況】 ※ 一人当たり医療費 (H29 年齢調整後) 最低) 296,398 円 最高) 361,431 円 ※ 徴収率 (H30) 9.00 ポイントの差 最低) 87.64 最高) 96.64% ※ 賦課方式 (R2) (医療分) 2方式 1市町 3方式 21市町 4方式 3市町	<u>市町ごとに医療費水準等に差があることに留意しつつ、将来的には保険税水準の統一を目指すこととし、統一化の定義等について県と市町で議論を進めることを明記する。</u>

項目	ガイドライン変更点（概要）	県の課題	本県の対応（案）
(3) 医療費適正化等／予防・健康づくり事業の充実・強化	<p>① <u>特定健診及び特定保健指導については、その実施率の向上が大きな課題となっている。このため、実施率が低い要因の分析を行い、地域の実情に応じた工夫を図りつつ、より効果の上がる取組を実施すること。</u></p>	<p>特定健診・特定保健指導の実施率の向上</p> <p>※ 特定健診受診率 (H30 速報値) 栃木県) 36.6% 全国) 37.9%</p> <p>※ 特定保健指導実施率 (H30 速報値) 栃木県) 33.5% 全国) 28.9%</p>	<p>市町は、未受診者の要因分析を行うとともに、電話による勧奨やA Iを活用した勧奨方法等、<u>地域の実情に応じた効果的な受診勧奨に取り組み、県は受診勧奨方法等の検証することを明記する。</u></p>
	<p>② <u>医療保険制度の適正かつ効率的な運営を図るための健康保険法等の一部を改正する法律（令和元年法律第9号）により、市町村における高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施や、都道府県による保健事業支援等について規定の整備等がされたところであり、着実な事業実施が重要である（令和2年4月施行）。</u></p>	<p>高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施</p>	<p><u>市町は、保健事業実施にあたって、適宜、庁内、国保連合会、広域連合及び関係団体等と連携し、一体的実施を推進し、県は、同様に連携し、市町の保健事業を支援することを明記する。</u></p>

項目	ガイドライン変更点（概要）	県の課題	本県の対応（案）
(3) 医療費 適正化 等／ 予防・ 健康づ くり事 業の充 実・強 化	③ <u>また、令和2年度からは、人生100年時代を見据え、保険者努力支援制度を抜本的に強化し、予防・健康づくりを強力に推進することとしており、都道府県と市町村における積極的な事業企画が求められる。</u>	予防・健康づくり事業 の充実・強化	県及び市町は、国保ヘルスアップ事業等を活用し、予防・健康づくり事業の取組を推進することを明記する。

3 改定のスケジュール（予定）

6月25日 財政運営分科会

7月28日 連携会議：運営方針素案の作成

8月27日 第1回運営協議会：運営方針素案について協議

9月 連携会議：運営方針案の提示

10月 第2回運営協議会：・運営方針案の諮問・答申

11月 運営方針の決定